

令和元年第9回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招 集 令和元年8月22日 午後1時30分
2. 開 会 令和元年8月22日 午後1時30分
3. 閉 会 令和元年8月22日 午後3時34分
4. 会議の種別 定例会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠の別	備 考
1	川 上 は る 江	出 席	
2	吉 川 昭	出 席	
3	渡 邊 あ り さ	出 席	
4	藤 井 祥 生	出 席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
—	—	

8. 会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	小 田 幸 伸	
教 育 次 長	竹 並 信 二	
参 与	田 村 啓 介	
教 育 総 務 課 長	大 福 克 志	
学 校 教 育 課 長	石 原 洋 重	
社 会 教 育 課 長	渡 辺 丈 夫	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	藤 井 正 宣	
文 化 セ ン タ ー 所 長 代 理	原 田 貴 子	
教 育 総 務 課 総 務 係 長	村 上 靖 恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件 名	結果
報告第 6 号	高梁総合文化会館運営委員会委員の委嘱等について	承認
議案第 5 6 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 5 7 号	高梁市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について	可決
議案第 5 8 号	高梁市小学校社会科副読本編集委員会委員の委嘱について	可決
議案第 5 9 号	高梁市旧備中松山藩御茶屋管理条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 0 号	高梁市有漢生涯学習センター条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 1 号	高梁市成羽文化センター条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 2 号	高梁市体育施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 3 号	高梁市文化センター条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 4 号	高梁市吉備川上ふれあい漫画美術館条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 5 号	高梁市教育委員会の事務に関する点検評価について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第1番 川上 はる江

第2番 吉川 昭

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第9回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

先日の台風10号の接近では緊張が走ったが、今回は何事もなく、ほっとしているところである。

昨年8月の定例会でのあいさつを読み返してみると、7月豪雨災害の対応について、時間を割いて説明させていただいていた。予定している事業はゼロベースから見直しをして、いくつかの事業の中止や延期はあるが、その中でも実効性のある教育施策は確実に進めていかなくてはならない。これから複数年は、復興と通常の業務を平行して行うこととなるとお話ししていた。

今年度の事業については、いくつかの懸案事項はあるが、何とか復興業務と通常業務を上手く折り合いながら進められているのではないかと考えている。

2. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

3. 教育長の報告

(1) 行事等

7月24日(水)	吉備国際大学シャルム支援金贈呈式(トマト銀行・備北信用金庫)
7月24日(水)	就学前管理職等研修会
7月27日(土)	谷雅彦氏講演会
7月29日(月)	教育委員会の事務に関する点検評価意見聴取会
7月30日(火)	学童水泳記録会 [川上小学校]
7月30日(火)	明治大学小林ゼミ報告会 [吹屋ふるさと村]
7月31日(水)	ALT 辞令交付式
8月2日(金)	トロイ市派遣団出発式
8月2日(金)	教職員夏期研修大会 [高梁中学校]
8月2日(金)	行財政改革推進本部会議
8月5日(月)	高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会
8月5日(月)	臨時教育委員会
8月7日(水)	全国学校事務共同実施連絡会セミナー [岡山市]
8月8日(木)	全国公立小中学校事務研究大会岡山大会 [岡山市]
8月10日(土)	トロイ市派遣団帰高出迎え
8月10日(土)	マンガ絵ぶたまつり
8月14日(水)	備中たかはし松山踊り ※8/16まで
8月17日(土)	ヒルクライムチャレンジシリーズ 2019 高梁吹屋ふるさと村大会 50日前イベント

8月20日(火)	高梁すきすき探検隊 2019 開講式 ※8/21 まで
8月21日(水)	三重県亀山市来高

4. 議事

文化センター所長代理	報告第6号「高梁総合文化会館運営委員会委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	報告第6号は、承認する。
文化センター所長代理	議案第56号「専決処分の承認を求めることについて」専決第17号「高梁市文化交流館運営委員会委員の任命について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第17号は、承認する。 以上をもって、議案第56号は、承認する。
学校教育課長	議案第57号「高梁市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	学校教育課長は、委員ではなくなったのか。
学校教育課長	これまでは関係機関職員の一人として委員となっていたが、今年度からは事務局側として会議に出席させていただくことに改めている。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第57号は、可決する。
学校教育課長	議案第58号「高梁市小学校社会科副読本編集委員会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	社会科副読本はどの本か。
学校教育課長	「わたしたちの高梁市」である。
教育長	小学校3・4年生の社会科は、地域のことを学ぶことから教科書が無いに等しい。それを補うために多くの自治体で副読本が作成されているが、本市においても各学校の代表者による編集委員会を組織し、副読本の編集や年度修正を行っている。 他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第58号は、可決する。
教育長	議案第59号から議案第64号までは、使用料の見直しで関連する提案であるため、まず全体的な説明を行ってから、個々の議案の説明に移りたい。
教育次長	使用料見直しに至る経緯・経過、見直しの考え方の概要を説明。
教育長	ただ今の説明を踏まえ、個々の議案を説明させるのでよろしく願います。
社会教育課長	議案第59号「高梁市旧備中松山藩御茶屋管理条例の一部を改正する条例」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第59号は、可決し、市議会へ提出する。

社会教育課長	議案第60号「高梁市有漢生涯学習センター条例の一部を改正する条例」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第60号は、可決し、市議会へ提出する。
社会教育課長	議案第61号「高梁市成羽文化センター条例の一部を改正する条例」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	成羽文化センター条例と先ほどの旧備中松山藩御茶屋条例で、最終的な使用料の改定額が異なっているが、積算はどのようなになっているのか。
社会教育課長	両施設の現行料金は同じであるが、掛かる経費は施設ごとに異なる。また、成羽文化センターは平屋のホールであるが、パーティションで4分割して使用可能な施設であるため、分割した部屋ごとに面積按分し使用料を算出している。原価計算シートに基づく積算結果によって、最終的な違いが生じたもののご理解いただきたい。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第61号は、可決し、市議会へ提出する。
スポーツ振興課長	議案第62号「高梁市体育施設条例の一部を改正する条例」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	体育施設使用料の別表で1時間につきの金額が記載されているが、これは一人当たりの使用料金となるのか。
スポーツ振興課長	一人当たりの料金ではなく、複数人で利用された場合にも1団体として、1時間につきの金額を記載している。
教育長	例えば、高梁市民体育館の競技場専用利用の場合、一般で60円の引上げ案となっているが、原価計算シートでの積算結果によるものか。また、50円や100円といった単位でなくてもよかったか。
スポーツ振興課長	原価計算シートにより積算した結果、現行1,000円を1,060円に改定するものである。これまでも10円単位での料金設定であり、積算結果のとりの料金としたものである。
教育委員	例えば、バスケットボール等の団体競技で利用した場合、一人当たりの負担額は非常に安価となるが、使用料そのものをもっと引上げてよいのではないか。
教育次長	感覚的には安価な料金設定と思われるかもしれないが、今回の見直しでは、全ての施設において、当該施設を維持するために必要な経費を利用者に負担いただくという統一したルールに基づいて積算している。また、先ほどの説明のとおり、こうした体育施設は、社会体育の振興という行政方針の中で、市民の皆さんに積極的に利用いただきたい施設であるということも根底にある。こうした点も踏まえてのルールに基づく決定であるので、ご理解いただきたい。
教育委員	施設を維持するために必要な経費を、きちんとした基本の考え方があって原価計算シートにより積算するという方法は分かりやすくよいと思う。時代の変遷とともに今後いろいろなことが起こってくると思うが、その度に考え方が変わるよりは、今回の基本の考え方に基づいて見直しは行っていくべきである。
	ルールに基づき積算した結果、金額の端数が出たのであれば、そのとおりとしてよいのではないか。
教育長	減免措置の課題もある。小中学生については、ほとんどが無料となる。収入面だけ考えれば減免措置を止めるという方法もあるが、やはり市民の皆さんに施設を積極的に利用してもらうことが基本であると考えている。
教育委員	例えば、シーガルのスプリングキャンプには多くの小学生が参加しているが、これは小学生利用の減免措置で開催されているのか。
スポーツ振興課長	この場合は、市の主催、共催及び委託事業という減免基準の区分を適用し、利用料免除としているものである。

教育委員	キャンプ場について、例えば有漢にある施設はNPO法人が指定管理者となっており、市の許可が無ければ料金の変更ができないが、ここでは関係ないのか。
教育次長	キャンプ場は教育委員会所管ではないが、有漢のキャンプ場については指定管理をお願いしており、使用料は市との協議により決定することとなっている。今回、条例改正を議会へ提出するのは、市直営であり、条例で使用料を定めたキャンプ場に関するものである。併せて指定管理施設についても、直営施設の新料金が決まれば、それに合わせてもらう協議も必要になるとは考える。
教育長	今回は、40数施設のうちの13施設の見直しということでよかったか。
教育次長	原価計算シートを用いて、当該施設に掛かる維持管理費や人件費等に対し、どれくらいの利用者があって、例えば50%の受益者負担をもらうとして検討したときに、見直し対象となり条例改正するのが13施設である。
	今回の見直し対象として検討したのは40数施設であったが、市の公共施設は約400ある。先ほども説明したとおり、学校や道路といった施設については最初から見直し対象から除外している。また、指定管理でお願いしている施設は、別途考えていくこととなる。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手)
教育長	議案第62号は、可決し、市議会へ提出する。
文化センター所長代理	議案第63号「高梁市文化センター条例の一部を改正する条例」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	附則のとおり高梁市視聴覚ライブラリー条例が廃止された場合には、ライブラリーに収蔵されている資料はどうなるのか。
社会教育課長	視聴覚ライブラリーの所在地は文化センター内であるが、所管は社会教育課であるので説明させていただく。資料については、再生機器が無くなったもの、劣化が著しく再生不能となったものについては順次処分してきた。現在、一部資料が残ってはいるが、使用可能なものはほとんど残っていないという認識である。また、平成29年度には県協議会からも脱退した経緯もある。ライブラリーを最終的に閉じる中で、残る資料の整理は考えていきたい。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手)
教育長	議案第63号は、可決し、市議会へ提出する。
文化センター所長代理	議案第64号「高梁市吉備川上ふれあい漫画美術館条例の一部を改正する条例」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手)
教育長	議案第64号は、可決し、市議会へ提出する。
教育総務課長	議案第65号「高梁市教育委員会の事務に関する点検評価について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	いろいろな教育委員会を回って学力に関して質問するような機会も多いのだが、相手の説明を聞いて分かりやすく説得力があるのは、やはり根拠となる客観的な数字が示されている場合がほとんどである。評価する以上は、やはり適切な数字というものは必要であるのではないかと思う。7月定例会でもお願いしたことではあるが、可能なものは数字データを示すよう検討してほしい。
教育長	点検評価の大元となる教育振興基本計画は来年度までの計画期間となっており、改訂作業を行うこととなる。改訂する際に、ピックアップした項目ごとに5年間の経年での目標設定ができないか、そうすることで市民の皆さんにも分かりやすく、また評価もしやすくなるのではないかと考え、事務局内部では話をしているところでもある。どのような形とするかは決定していないが、分かりやすくよりよい形となるよう検討していきたい。

教育委員	重点施策として掲げた項目が多すぎるがために、現時点での成果と課題を検討することで精いっぱいとなってしまっは本末転倒である。本来の目的は、点検評価を踏まえ、次年度以降の事業をどうしていくかに繋げていくことであると思う。これから来年度予算の編成時期を迎えると思うが、点検評価の内容をどう予算に反映させていくかということも課題であると思う。
教育委員	他の自治体の点検評価報告書でコンパクトにまとめられたようなものがあれば、参考としてみてよいのではないか。
教育総課長	この報告書は平成30年度事業を対象としたものという認識でよかったか。複数年を念頭に置いての具体的な事業目的や事業内容があるのであれば、それも項目として示されていれば、より分かりやすくよいと思う。評価委員の意見に多く見られた中期的長期的ということが、何を示されているものか教えてほしい。
教育委員	意見聴取会において中期的長期的という意見が多く出されたのは、先ほどの教育長の説明のとおり、5年間の計画を組んでいる中で、現在は単年度の評価となっているだけのものも多いので、5年間の計画期間の中ではどうなのかという評価をしてもよいのではないかという内容であった。
教育長	報告書の総評の各評価委員の意見は、先ほどの教育長の説明の内容と同じ内容と理解すればよいか。
教育委員	そのとおりである。現在の点検評価は、前年度との比較も一部あるものの、単年度での評価が多い。一般的には5年を中期、10年を長期として考えるが、そうした計画期間の中で現在がどのような状況であるのかという視点を持ち、PDCAサイクルがきちんと回っていくような評価の必要があるという評価委員の皆さんからのご意見であった。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育委員	議案第65号は、可決し、市議会へ提出するとともに公表する。

4. その他

(1) 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果の概要について（学校教育課長）

教育委員	参考資料にある学力調査の平均正答率は教育委員会ごととなっているが、生徒ごとの個別の分析シートといったものはあるのか。
学校教育課長	個別の分析シートは、各生徒へ返却されている。
教育委員	学校単位ごとのデータは出るけれど生徒個々のデータは出ないと、先生から聞いたことがあるがどうか。
教育長	県の学力調査は、個別のデータが出されていたか。
学校教育課長	県については、確認する。全国調査については、個別データが届く。
教育委員	先生たちが頑張って生徒の点数を上げたことを評価してもらいたいといった意見を聞いたことがある。自分の学校の生徒の成績がどれくらいの位置にあり、前年度と比較するとどうなっているかといった詳細な指標があれば、評価としても明確になり自身の励みにもなるし、また、優秀な先生の手法を共有する仕組みがあればよいのという話であった。個別の分析シートがあれば、それに基づいた生徒個々への指導もできるのという話もあったと思う。
教育長	きちんと自校採点を行っていて、それを基にすれば、全国平均との比較といったことは可能ではあると思う。
教育委員	学校に在職していた4年ほど前には県の学力調査が行われており、結果データは学校と教育委員会には届いていたし、先生たちも実施後には自己採点を行っていた。全国学力・学習状況調査のように懇談で個別の分析シートを用いて説明するようなことまでは行っていなかったと思うが、説明と面談を行うよう先生たちに指示した覚えがあるので、結果データを基にある程度の説明は行われていると思う

教育長	ないが、次は何位になろうといった目標を持って子どもたちが勉強に取り組めるような、最低限の競争ということは必要ではないかと思っている。 例えば、学校の先生がWEB上でテストの問題を作成することは簡単にできるし、子どもたちに一齐に回答させ、分析シートを出すことも容易なので、高梁市内の中だけでも取り組んでみてもよいのではないかな。ゲーム感覚の要素を取り入れれば、子どもたちも取り組みやすいかもしれない。 過去にご意見のWEBテストのような取り組みを県で推進したこともあったが、想定以上に導入してくれる学校が少なく上手くいかなかった経緯もある。 全国で何位、家庭学習1時間以上といったことが目的になってしまうのではなく、子どもたちが勉強を好きになり、自身の今よりもレベルが上がるのが重要である。そこへ行きつくために、子どもたちがすでにできていることだけを繰り返すのではなく、分からなかったことを理解できるようにするとか、間違ったところを直すとか、学ぶこと、耐えて頑張ることに同時に取り組めるよう、家庭学習等をもっと工夫していこうと学力研究委員会や校長会で提案していこうとは思っている。
教育委員	3点申し上げる。まず、在職当時の学校では、県のシステムによるテストは行っていたが、WEB上にデータを入れる作業は、多くの業務量を抱える先生たちにとってさらに負担となるので、その作業は行わなくてよいという方針を取った。ただし、自己採点の基づき個別に指導すること、保護者とともに懇談で話をすることは指示していたので、そうした意味では県のテストを活用していた。 2点目は、学力をどう考えるかということである。点数で出てくる学力というのは、一面であると自分は思っている。そこに刺激を与えることで、自らどんどん働きかけていくことが向いている子どももいれば、苦手な子どももいるので、一律に何かの方法を取るということには慎重にならないといけないという思いはある。 3点目に、先日、新見市の教育長たちと話をさせていただく機会があった。新見市では、早くから一人1台のタブレットPCを導入して研究してきたが、5年が経過し、いろいろと見えてきた問題点を踏まえ検証を進めていくということである。授業だけでなく、家庭学習でも利用している中で、子どもたちにはどの発達段階できちんと伝えることがよいのか。例えば、9歳分岐点とよく言われるが、その年齢より前の子どもたちにとっては学習の楽しさがどこに来るのかということも思っている。アンケートを実施して検証するとともに、子どもたちと先生がiPadやタブレットを使って工夫し楽しむことができるよう、授業を大事にする方向にシフトさせたい。そうすることによって、知的好奇心をもっと活性化させて、学びが深まるような事例を作っていきたいと考えているとのことであった。新見市のお話を伺い、やはり授業の深さというところに切り込むということがとても大切であると改めて感じたところであるが、高梁市もそのように考えていると思っている。
教育長	その地域の教育行政がよいリードができれば学力は上がる。子どもたちがその気になって勉強できるための基本的な技術や考え方をまずきちんと教えた上で、後は取り残されてしまう子どもを一人も作らないといった確固たる職場風土を築く。時間はかかるが、そうしたことをきちんと積み上げていけば学力は格段に伸びる。 そうした目指す姿に向かって中長期的に学力向上方針を打ち出し、根本の大きな方針は曲げないが、毎年チェックし修正していく形にならないかと考えている。時間がかかるように見えて、実は最も近道であると思う。
教育委員	教員の力量というのは学力に大きく影響するので、教

	代の教員がほとんどいないことで、今後は間違いなく、市外から来た教員ばかりで構成されていくことになる。そうした状況も見据えながら、人が変わりながらも継続していけるような方針や研修内容といったものを考えていく必要があるし、学校と地域との連携も不可欠である。
--	--

(2) 旧吹屋小学校校舎の保存修理について（社会教育課長）

教育委員	吹屋地区の住民は、工事の進捗が少し遅れているようではあるが、当初計画のとおり来年には完成するという意識であった。施工者から今年4月に工期の2年延長の申し出があったということであるが、5年間の工期の中でもっと早く対応はできなかったのかとは感じている。先ほどの説明で、建物の構造上の問題、昨年の西日本豪雨の影響等さまざまな事情が重なり、工期の延期もやむを得ない状況となったことについては一定の理解はできる。しかし、もう少し早い段階での説明があり、修正をかけていくべきであったのではないかなと思う。
社会教育課長	我々もご意見のとおりのお思いを持ち、なぜ今なのかということも施工者と何度も話し合いを行ってきた。結果として施工者の見込みが甘かったことになるが、5年間の工期で十分余裕があると考えていたとのこと。発注者として進捗状況が気に掛かり、施工者には工期内に完成できるのかを何度も質問させてもらっていたが、建築工事は柱が立ち上がり始めると一気に出来高が上がるもので、工期までには完成させるとの回答であった。建物の解体で諸要件に変化が生じた時点で、施工者から発注者への相談がきちんと行われていれば、もっと違う対応もあったのではないかと感じているところではある。しかし、今後、完成を第一に進めていきたいと考えており、施工者、監理者、発注者の三者で、これまでの反省も踏まえ、的確な工程管理を行いながら完成を目指したい。
参与	文化財建造物の修理というのは、実際に解体して見ないと分からないという部分が非常に多くあり、余儀なく計画変更という事例もたくさん見てきた。一例を挙げると、昨年の新聞報道にもあった倉敷市の国の重要文化財・井上家住宅の保存修理工事では、事業費が倍増するという中で工事が進捗しているという事例もある。 今回の旧吹屋小学校については、委員のご指摘のとおり、もっと早い判断の時点はあったと思うが、発注者の立場としても反省すべき点であると思っている。しかし、市教育委員会としては、文化財建造物としての価値を損ねないように確実に保存修理を敢行するという立場から計画変更もやむなしと判断したところである。工事完了後にはさらに上位の文化財指定を受けられるよう、吹屋地区のシンボルとして今後も残していくという方向で対応していきたいと考えているので、ご理解いただきたいと思っている。
教育長	4月に施工者から2年延長の申し出を受けてから、期間短縮も含めて何度も協議を重ねている中で、報告が今に至る結果となってしまった。当然、発注者として大いに反省すべき点はあるが、影響を最小限に抑えながら、最終的に旧吹屋小学校がきちんとした形でよみがえらなければいけないということを考え、今回の計画変更の方法でお願いしたいという提案である。
教育委員 社会教育課長	本来、施工監理のチェックは誰がする立場にあったのか。 施工監理は本来誰がするものなのかということについては、工期延長に係る協議の中で何度もやり取りをしたところである。我々は監理者であるコンサルタントが行うものと認識していたのだが、建築士法に照らすと、施工監理は現場の施工者が行うものであり、監理者は設計どおりにできているかという品質を監理する立場にある。発注者としては工期も品質の一つではないかという思いもあるが、法律上、施工

	工期延長の協議の中で、工期が遅れている場合に人員を増やしたり、計画を変更したりと工程を組み立てていくのはあくまで施工者が考えて行うことであるとの説明を受け、そこが施工者に不足していたところであると理解したところである。
--	---

5. 閉会 午後3時34分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月26日

署名委員 川上 はる江

署名委員 吉川 昭

作成職員 村上 靖恵